

▶ 整備基準抜粋

- (1) 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共輸送車両等の乗降口との間の経路においては、乗降場ごとに1以上の経路を移動円滑化経路にすること。
- (2) 移動円滑化経路は、次に定める構造とすること。
 - ア 当該移動円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合においては、この限りでない。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 同上
- (2) 移動円滑化経路は、次に定める構造とすること。
 - ア 同上

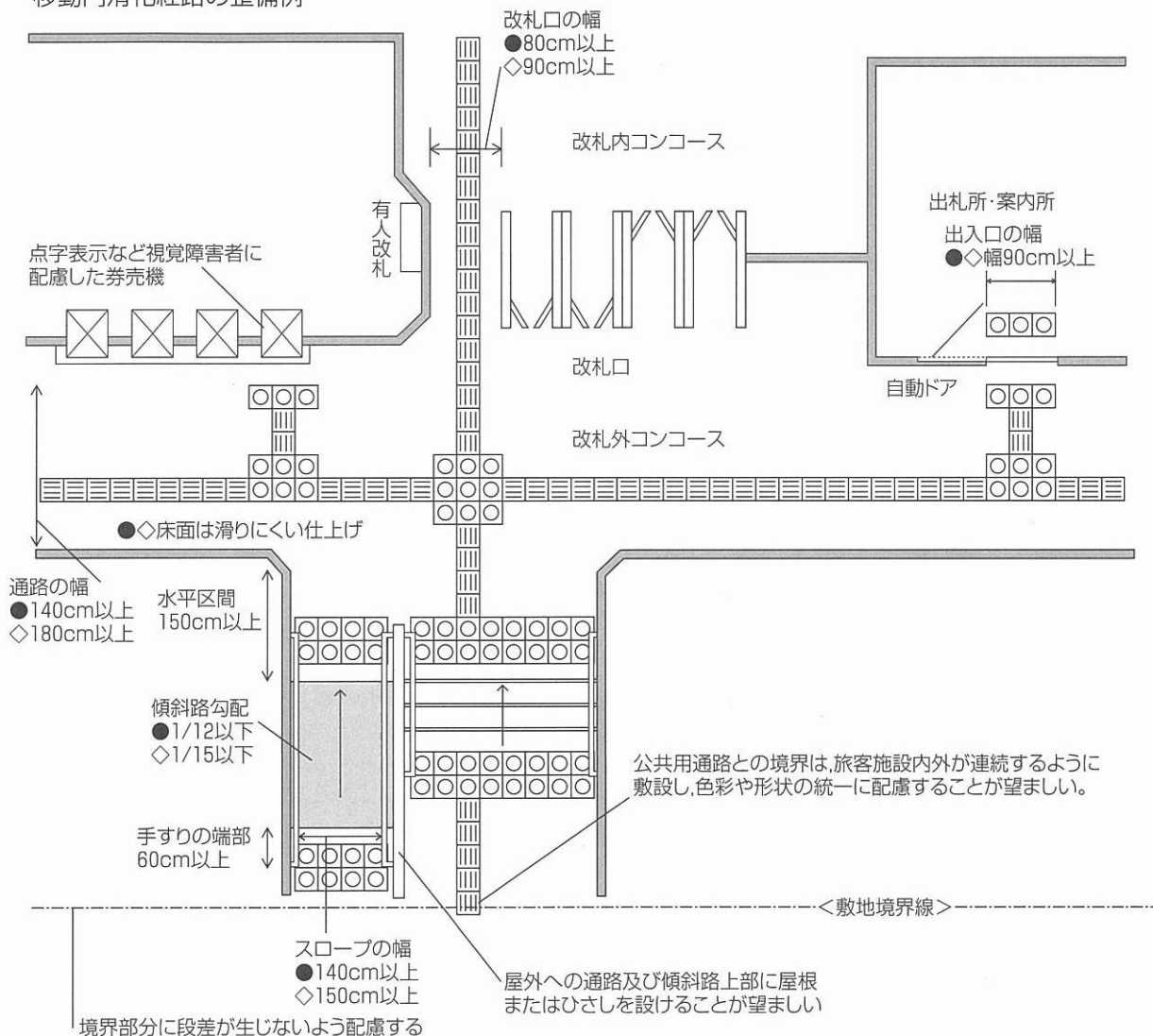
▶ 解説

ア 適用

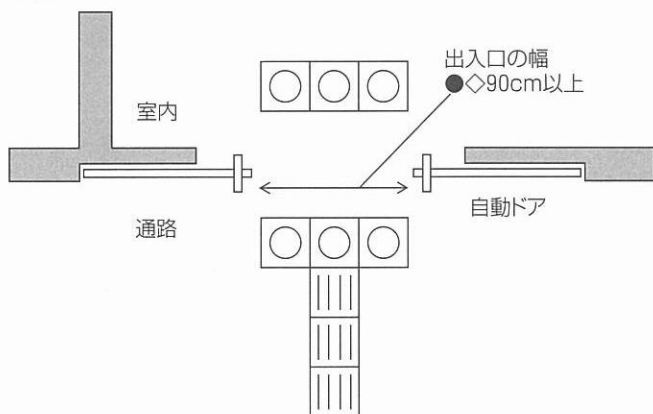
- ・ 改正前の整備基準等は、部分ごとに基準を規定する形式だったが、新しい整備基準等では、車いす使用者等が円滑に通行することができる移動円滑化経路を形成する各部分の基準をまとめて規定している。
- ・ 移動円滑化経路に限らず、各部分ごとに適用される整備基準等は、従来通り部分ごとに規定している。
- ・ 移動円滑化経路は、公共用通路から車両の乗降場までに至る経路を車いす使用者等が円滑に通行できる経路として乗降場ごとに1以上設置することを求めている。
- ・ 車いす使用者等への配慮として、階段や段差（高低差2cm以下で丸みを持たせた段は除く）を設けないことを原則としている。やむを得ず設ける場合は、傾斜路や昇降機等の設置を求めている。

移動円滑化経路の整備例

移動円滑化経路の整備例



扉のある出入口の例



- 凡例
- 印：整備基準に定めるもの
 - ◇印：目標となる基準に定めるもの
 - 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例，及び配慮事項